

直轄海岸保全施設整備事業再評価実施要領

平成10年3月27日付10構改D第179号
最新改正平成22年8月30日付22農振第1209号

第1 趣旨

海岸事業の効率的な執行及び透明性の確保を図る観点から、農林水産省は、農林水産省政策評価基本計画（平成22年8月10日農林水産大臣決定。以下「基本計画」という。）に基づき事業採択後、一定期間を経過した事業を対象に、採択後における事業を取り巻く諸情勢の変化を踏まえた事業の評価（以下「再評価」という。）を行い、必要に応じ事業の見直し等の検討を行うこととする。

第2 対象事業及び実施時期

1 再評価の対象となる事業

再評価の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、農林水産大臣が主務大臣となって行う海岸法（昭和31年法律第101号）第6条第1項に規定する直轄工事のうち、農村振興局所管の工事に係る事業とする。

2 再評価の実施時期

(1)再評価は、次に掲げる年度において行うものとする。ただし、当該年度内に対象事業が完了する場合及び事業の廃止を行おうとしている場合は、再評価を行わないものとする。

① 事業採択後5年が経過した時点で未着手の事業、事業採択後10年が経過した時点で継続中の事業又は事業採択後5年が経過した時点で継続中であって、地方農政局（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）が社会経済情勢の動向等を踏まえて予備的な検討を行い、再評価を行うことが必要と認めた事業については、当該時点の属する年度

② 事業採択後10年を超えて継続する事業については、直近の再評価実施年度から5年度ごと

(2)次に掲げる場合は、(1)の規定にかかわらず、適切な時期に再評価を実施するものとする。

① 海岸管理者その他の関係機関（以下「関係機関」という。）から文書による要請があり、地方農政局長等が必要と認めた場合

② 自然災害の発生、社会経済情勢の変化、海岸保全基本計画の変更の検討等により必要と認められる場合

第3 事業所等における基礎資料の作成

対象事業を執行する事業所等において、次に掲げる項目を内容とする再評価のための基礎資料を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

(1) 事業の進捗状況

(2) 関連事業の進捗状況

- (3) 海岸保全基本計画の変更の必要性の有無
- (4) 社会経済情勢の変化
- (5) 費用対効果分析及び当該費用対効果分析の基礎となる要因の変化
- (6) 環境保全の考慮

第4 事業管理委員会及び技術検討会の設置

- 1 地方農政局長等は、対象事業の再評価を行うため、関係部課長をもって構成する直轄事業管理委員会（以下「事業管理委員会」という。）を設置するものとする。
- 2 事業管理委員会の長は、専門的知見を有する第三者（国又は関係機関に属する者以外の者をいう。）から構成される委員会（以下「技術検討会」という。）を設置するものとする。

第5 再評価の実施

- 1 事業管理委員会は、関係機関の意見を文書により聴取した上で、基礎資料を基に、対象事業の継続、事業内容の見直し、対象事業の休止又は中止、関係機関への要請その他対象事業の効率的な実施のために執るべき措置に関し、再評価を行うものとする。
- 2 事業管理委員会は、技術検討会へ再評価結果を諮問し、その意見を受ける。
- 3 事業管理委員会は、再評価結果に技術検討会の意見を付して、地方農政局長等へ報告するものとする。
- 4 地方農政局長等は、再評価結果及び技術検討会の意見を踏まえ、翌年度以降の対象事業の実施方針原案を作成し、再評価結果、技術検討会の意見及び実施方針原案を農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）に報告するものとする。

第6 再評価の結果を受けての実施方針の決定

農村振興局長は、地方農政局長等から報告のあった実施方針原案について検討し、翌年度以降の対象事業の実施方針案を作成する。

実施方針は、農林水産省としての評価決定手続きを経て決定される。

第7 再評価結果及び実施方針等の公表等

- 1 農村振興局長及び地方農政局長等は、基本計画第5の3の（4）のイに基づき、毎年度、対象事業の一覧、それぞれについての再評価結果、技術検討会の意見、実施方針等を原則として概算要求時に公表するものとする。
- 2 また、再評価結果、技術検討会の意見及び実施方針については、地方農政局長等から関係機関に周知するものとする。

第8 委任

事業管理委員会の事務その他必要な事項については、地方農政局長等が別に定める。

第9 施行期日

本要領は、平成22年8月30日から施行する。